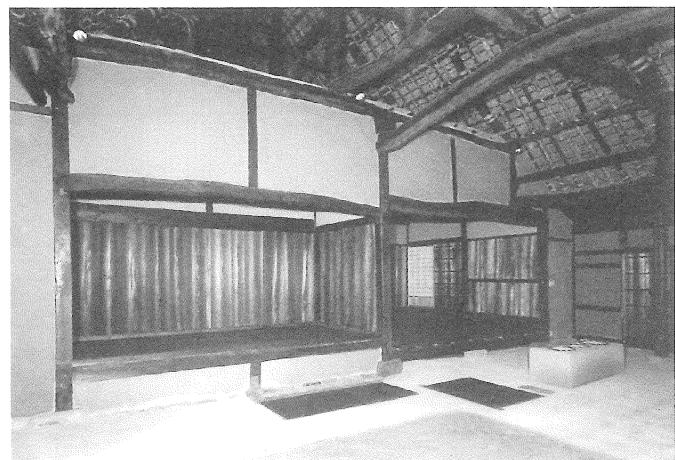


吉原家住宅

国重要文化財



吉原家住宅 主屋正面



主屋土間より床上を望む

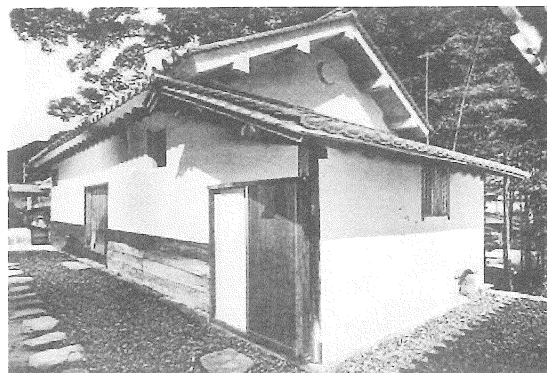
吉原家住宅は、現在の当主で三九代を数える古い家柄で、江戸時代には向島近隣五ヶ村の庄屋をほぼ世襲で代々務めた。所蔵文書も多く、尾道三原地区の歴史を語るのに欠かせない史料となっている。

吉原家住宅主屋は、所蔵文書から寛永一二年（一六三五）の建築であることがわかる貴重な農家として、昭和四六年に広島県重要文化財に指定、平成三年五月に、納屋、附便所・鎮守社・棟札・家相図・宅地とともに国の重要文化財に指定された。

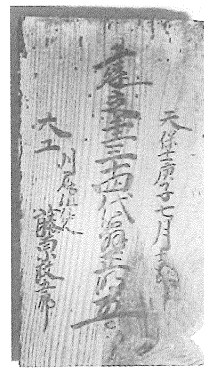
建築年の明らかかな民家の中では全国で三番目に古く、農家としては全国で最も古い建物である。

平成一六年六月末、主屋は二年半におよぶ修理に伴う調査の結果、建物の当初形式とその変遷が概ね明らかになり、その調査結果に基づき、寛永時代の当初形式へ復元された。

総事業費は二二三、一八〇千円、広島県・向島町から補助金を受け事業をおこなった。なお、この事業と平行して、国の登録文化財である表長屋門の修理工事がおこなわれた。



吉原家住宅 納屋(国重文)



棟札(附指定)

主屋の北側に建つ納屋は、切妻造本瓦葺、桁行一・四m、梁間三・九mの建物。棟札から天保十一年（一八四〇）、吉原家三四代当主による建立であることがわかる。



吉原家住宅 表長屋門(登録文化財)

平成九年（一九九七）、国の登録文化財に指定。桁行一九.五m、梁間三.九m、入母屋造、棧瓦葺、長屋の中央に通りを設ける。

所蔵文書と棟札により明治一八年の建築であることがわかる。今回の修理工事により長屋門の南半分が当初形式に復元された。



木造仏殿様厨子(県重文)

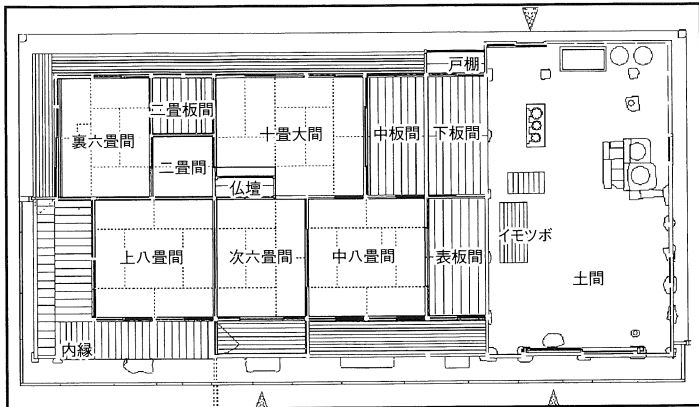
昭和四六年（一九七一）、広島県重要文化財に指定。木造漆塗、棟高七三cm、桁行二六cm、梁間一七cm。

唐様の室町時代の仏殿建築を彷彿させる秀逸な作品である。

交通案内

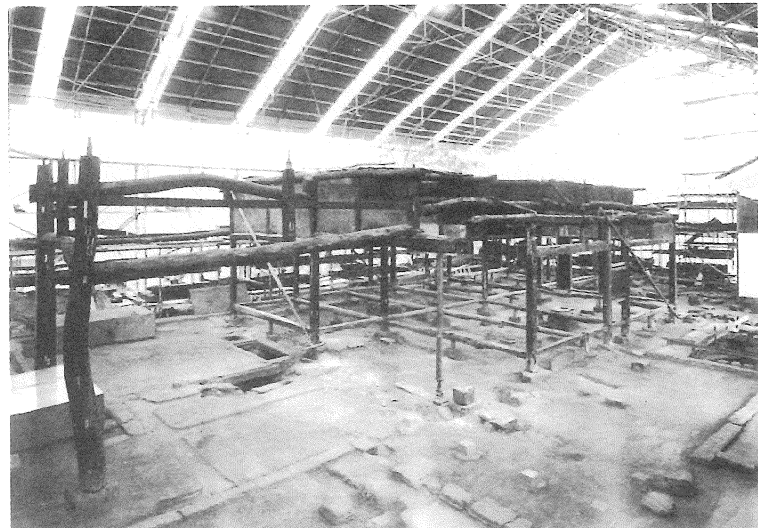
- 車の場合 山陽道福山西I・C→尾道大橋→二番瀬交差点右折→東西橋交差点左折→神ノ木バス停付近右折(案内看板あり)→直進→大きな常夜灯を右折(案内看板あり)
- JRの場合 JR尾道駅→フェリー→タクシー10分(約2km)
- バスの場合 尾道バス立花江の浦線 榎原バス下車→西方へ徒歩5分

発行者 重要文化財吉原家住宅を守る会
(電話 0848-45-0399 日・祝のみ連絡可)
発行年 平成25年6月発行



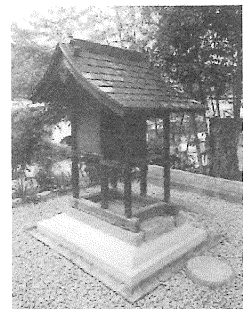
吉原家住宅主屋 間取図

主屋は東面する寄棟造、茅葺、桁行二〇・一m、梁間九・一mの建物で、桁行の北側を土間部、南側を床上部とし、床上部は東側を表、西側を裏に割り当てる。東側の床板には檜鉋で仕上げられたあとが残る。座敷は畳割による寸法体系を持つ。

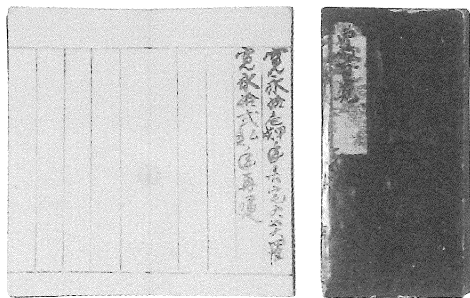


吉原家住宅主屋 修理中の軸部の様子

修理方針は、主な架構を残したまま修理する半解体工事とし、建物には素屋根を設け建物を保護しつつ工事をこなした。解体にあたり、詳細な調査をおこない、当初の形式技法、後世の修理内容を明らかにし、できる限り旧形式に復元した。

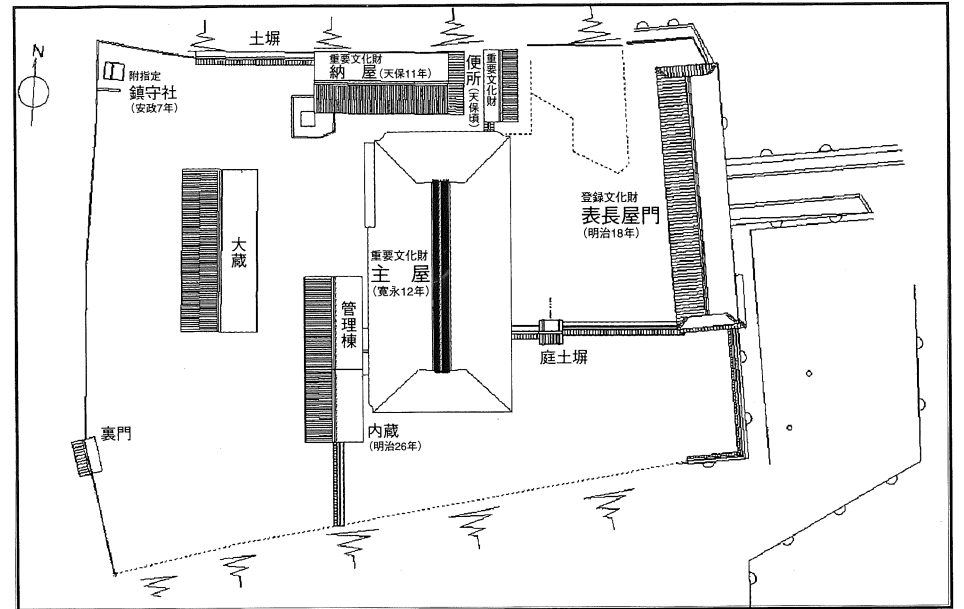


鎮守社 (附指定)

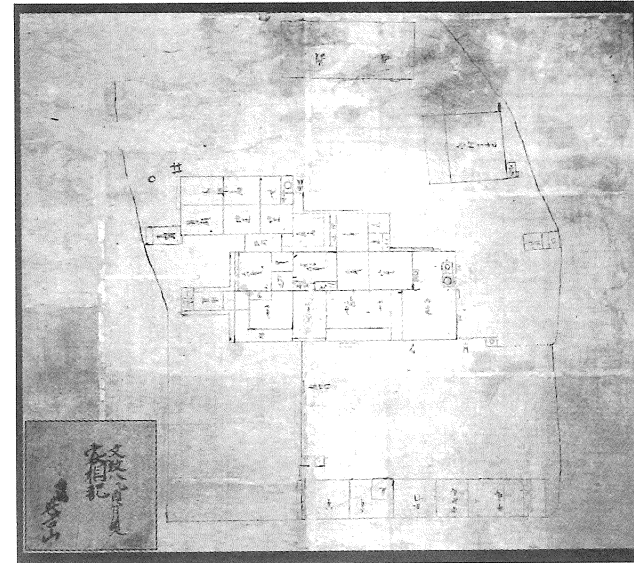


古文書 (表紙題箋「向島万覚」)

向島万覚は折本で、吉原家が火災に遭い寛永一二年に再建されたことが記されている。吉原家には、これらの古文書が数多く残されている。



吉原家住宅 敷地内建物配置図



史料 家相図 (附指定)

重要文化財に指定されている家相図は全部で五枚あり、上写真は「文政八年(一八二五)乙酉八月」の記のあるもの 縦826mm×横826mm(裏打ち、額装)

屋敷は東向きで、東側石垣上に長屋門形式の表門を構え、敷地中央に主屋がある。主屋の東北に小門を挟んで便所、小門を潜るとその北に納屋、敷地の西北隅には、安政七年(一八六〇)建立の鎮守社がある。鎮守社は、一軒社流見柵造、鉄板葺の小さな祠である。主屋の西南には明治二六年(一八九三)建立の内蔵、さらに西には大蔵が建つ。内蔵の北側には、国庫補助事業により内蔵に接続する民家保存管理施設が建設された。表長屋門は明治一八年(一八八五)に再建されたものであるが、これ以前にも同様の長屋門があったことが家相図から知られている。